

①

工事現場等で発電機を使用したい

使用する発電機の出力[kW]は？※¹

※¹ 複数台設置する場合はその合計出力

10kW以上

10kW未満

手続きが
必要です

手続きは**不**
要です

必要な手続き

1. 主任技術者の選任

- ① 選任・・・第一～三種主任技術者の免状をお持ちの場合
- ② 許可・・・第一種電気工事士、社団法人日本内発燃力発電協会の認定する自家用発電設備専門技術者、可搬型発電設備専門技術者、社団法人全国建設機器具リース業協会の認定する可搬型発電機整備技術者の免除等をお持ちの場合（記載例は[こちら](#)）
- ③ 外部委託・・・電気保安法人が電気管理技術者と契約を結ぶ場合

2. 保安規程の届出（記載例は[こちら](#)）

3. 工事計画の届出

（燃料消費量がディーゼル機関にあっては毎時50 リットル、ガス機関にあっては毎時35 リットルを超えるもの等に限る）

産業保安監督部へ提出

※工事が終了した際は、「発電所の廃止報告書」の提出が必要となります。

○各種申請様式のダウンロードは[こちら](#)